

# 船橋市『社会資本整備総合交付金』対象事業の内、 都市再生整備計画事業に係る取扱い要領

## 第1 目的

本要領は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく「社会資本整備総合交付金」対象事業の内、船橋市（以下「市」という。）が実施する都市再生整備計画事業（以下「整備計画対象事業」という。）において、国、千葉県及び庁内関係課（以下「関係課」という。）との協議調整方法や手順等に関し必要な事項を定め、円滑かつ適正な事業推進を図ることを目的とする。

## 第2 適用

本要領は、市が整備計画対象事業を実施する際に行う全ての事務を対象とする。

## 第3 基本的考え方

市が整備計画対象事業を実施するにあたっては、関係課が所管する複数の基幹事業、提案事業及び関連事業（以下「基幹事業等」という。）について、円滑かつ適正に事業が推進できるよう、庁内外の適切な連絡調整等を行う必要がある。

このため、市が実施する整備計画対象事業に関する統一的な取扱い方針を第4以下の通り定める。

## 第4 役割分担

### （1）整備計画対象事業所管課

- ・都市政策課は、総合的に整備計画対象事業に当たるものとし、その統一窓口は都市政策課が担当する。
- ・都市政策課は、整備計画対象事業に関する国及び県からの通知等の関係課への通知、国所管課（都市局市街地整備課、関東地方整備局都市整備課）並びに県所管課（県土整備部都市計画課）との連絡調整、その他のとりまとめ事務を行う。
- ・都市政策課は、個別具体の基幹事業等に関する総合調整等を行う。

### （2）基幹事業等所管課

- ・基幹事業等所管課には、所掌する補助事業等を執行する事業課がなることとする。
- ・基幹事業等所管課は、所管する基幹事業等について、交付限度額を算出する場合の要件や事業に係る技術的な検討等を行い、県の基幹事業等所管課との協議調整や連絡調整等を行う。

## 第5 交付対象事業に関する事務処理

社会資本整備総合交付金の内、都市再生整備計画事業に関する一連の手続きとして、下記の事務手続きを処理する必要がある。以下、下記①から⑥の手続きを総称して「交付対象事業事務」という。

- ①都市再生整備計画等（まちづくり事業計画書（基幹部分・詳細部分）を含む）の策定
- ②新規採択時評価、再評価、事後評価
- ③予算要望
- ④交付申請（変更交付申請を含む）
- ⑤繰越事務
- ⑥実績報告

（１）都市政策課の事務処理

- ・関係課と調整の上、都市再生整備計画等を策定し、県へ提出する。
- ・交付対象事業事務の中で、主として整備計画全体に係る内容について関係課との協議・調整を行う。

（２）基幹事業等所管課の事務処理

- ・都市政策課とともに、個別の基幹事業等についての交付申請、繰越事務等の交付対象事業事務を行う。
- ・個別の基幹事業等において事業認可等の採択要件を満たす手続きが必要となる場合には、基幹事業等所管課が行う。
- ・基幹事業等所管課は、事務処理等の進捗状況について適宜都市政策課に報告するものとする。

## 第6 その他の取扱い

（１）会計検査の際の取扱い

- ・整備計画対象事業に係る会計検査が行われる際には、都市政策課及び基幹事業等所管課が共同で対応するものとする。
- ・都市政策課は事業全体の内容等について、基幹事業等所管課は所管する基幹事業等の内容等について対応する。

（２）基幹事業等所管課の担当窓口

- ・整備計画対象事業に係る基幹事業等所管課の担当窓口を別表1のとおりとする。
- ・担当窓口は、本要領に定める基幹事業等所管課としての事務処理を行う他、都市政策課との連絡調整、県の基幹事業等所管課との連絡調整等を行う。

## 第7 要領に定めのない事項の取扱い

本要領に定めのない事項は、別途、関係課で取扱いを協議するものとする。

## 第8 経過措置

船橋市『「まちづくり交付金」』に係る取扱い要領は廃止する。

## 附則

本要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

本要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

【別表1】

『整備計画対象事業』 基幹事業等所管課担当窓口一覧

		基幹事業等名	市所管課名	備 考
提案事業		事業活用調査 ※2	提案事業所管課	
		まちづくり活動推進事業 ※2	提案事業所管課	
		地域創造支援事業 ※2	提案事業所管課	
基幹事業	道 路	地方道	道路建設課	
		街 路	道路建設課	
	公 園		公園緑地課	
	古都保全・緑地保全等事業		基幹事業等所管課	
	河 川		河川整備課	
	下水道		下水道河川計画課	
	駐車場有効利用システム		基幹事業等所管課	
	地域生活基盤施設		基幹事業等所管課	
	高質空間形成施設		基幹事業等所管課	
	高次都市施設		基幹事業等所管課	
	中心拠点誘導施設 ※1		基幹事業等所管課	
	連携生活拠点誘導施設 ※1		基幹事業等所管課	
	生活拠点誘導施設 ※1		基幹事業等所管課	
	高齢者交流拠点誘導施設 ※1		基幹事業等所管課	
	既存建造物活用事業		基幹事業等所管課	
	土地区画整理事業		都市整備課	
	市街地再開発事業		都市整備課	
	住宅街区整備事業		基幹事業等所管課	
	バリアフリー環境整備促進事業		基幹事業等所管課	
	優良建築物等整備事業		基幹事業等所管課	
	住宅市街地総合整備事業		基幹事業等所管課	
	街なみ環境整備事業		基幹事業等所管課	
	住宅地区改良事業等		基幹事業等所管課	
	都心共同住宅供給事業		基幹事業等所管課	
	公営住宅等整備		住宅政策課	
	都市再生住宅整備等		基幹事業等所管課	
	防災街区整備事業		基幹事業等所管課	

※1 都市再構築戦略事業に限る

※2 都市再構築戦略事業は除く